

令和 4 年度第 1 回秋田県医療審議会

次期医療計画の策定について

医務薬事課

医療計画の体系について

【医療法第30条の4第1項】

都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（「医療計画」）を定めるものとする。



【医療計画：地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために策定する計画】

○基本的な考え方 ○地域の現状

○疾病・事業ごとの医療体制（5疾病・5事業（※）及び在宅医療）

・がん ・脳卒中 ・心筋梗塞等の心血管疾患 ・糖尿病 ・精神疾患
・救急医療 ・災害医療 ・へき地医療 ・周産期医療 ・小児医療 ・在宅医療

・その他特に必要と認める医療

○地域医療構想 ○地域医療構想を達成する施策 ○病床機能の情報提供の推進

○外来医療に係る医療提供体制の確保

○医師の確保 ○医療従事者（医師の確保を除く）の確保

○医療の安全の確保 ○医療提供施設の整備目標 ○基準病床数

○その他医療提供体制の確保に必要な事項

○事業の評価・見直し

※ 令和6年度からは、「新興感染症等の感染等拡大時における医療」が追加され、6事業となる。

秋田県医療保健福祉計画の概要について

策定の趣旨

全国一の高齢化先進県である本県にあって、医療ニーズに対応した医療提供体制の充実・強化を図るため、新たな計画を策定する。

目指すべき医療体制

- 圏域を越えた連携を含め、各医療圏で必要な医療機能を確認し、県民がいつでもどこでも安全で質の高い医療を受けられる体制
- 医療機能の分化・連携による地域全体で支える医療提供体制
- 保健・医療・介護・福祉が連携を図った切れ目のない体制

計画の位置付け

- 医療法に基づく医療計画（第7次）
- 第3期ふるさと秋田元気創造プランや介護保険事業支援計画など県の各種計画との整合性を図り策定

計画期間

平成30～35年度（6年間）
※従来の5年間を変更
在宅医療その他必要な事項については3年目に見直し

計画の記載事項と主な取組

◎主な取組
○記載事項

医療圏の設定、基準病床数

区分	単位地域
一次医療圏	各市町村
二次医療圏	8つの二次医療圏
三次医療圏	県全域（広域的エリアとして県北・中央・県南を設定）

【二次医療圏の設定】

- 現行の8つの二次医療圏とし、高度な医療機能が必要とされる疾病については、他の二次医療圏との連携体制の構築に努める。
- 二次医療圏の在り方を含めた将来的な医療提供体制については、引き続き議論していく。

【基準病床数の算定】

- 病床整備の上限値として法令等に沿って算定
・療養病床及び一般病床（二次医療圏ごと）
・精神病床、結核病床、感染症病床（県全域）

医療提供施設・設備の整備

【医療機能を考慮した医療提供施設の整備】

- ◎脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の整備
- ◎高齢者に特有の疾患等の予防・治療や医療機器開発の研究推進

【地域の中核的な病院の整備】

- 地域医療の中核となる自治体病院や厚生連病院など公的な医療機関への支援等について記載

医療の情報化、医療安全

- ◎ICTの活用による地域医療ネットワークの拡大
- ◎情報システムの活用による多職種連携の推進
- 医療機関の安全管理体制等について記載

5疾病・5事業及び在宅医療

【がん】

- ◎がん診療連携拠点病院等の機能等強化

【脳卒中】

- ◎急性期脳卒中診療における遠隔画像連携システムの整備

【心筋梗塞等の心血管疾患】

- ※3圏域（秋田周辺と県北3医療圏、県南3医療圏間の連携）
- ◎県北地区への急性心筋梗塞の治療体制整備に向けた取組の推進

【糖尿病】

- ◎秋田県糖尿病重症化予防モデルプログラムによる対策の推進

【精神疾患】

- ※5圏域（能代・山本と北秋田医療圏、県南3医療圏間の連携）
- ◎多様な精神疾患ごとに医療機関の役割分担・連携を推進
- ◎認知症疾患医療センターと関係機関との連携体制の強化支援

主な数値目標

疾病・事業	指 標	現 状	（年次）	目 標 値	（目標値の考え方）
がん	75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）	87.4	（H28）	76.0	（過去の減少傾向に対策強化の効果を加味）
脳卒中	脳血管疾患患者の年齢調整死亡率（人口10万対）	男性 52.2 女性 26.9	（H27）	男性 37.8 女性 21.0	（現状の全国平均を目標）
心血管疾患	急性心筋梗塞に対する経皮的冠動脈インターベンション（PCI）の実施が可能な医療機関がある二次医療圏数	4 医療圏	（H29）	5 医療圏	（実施可能な医療機関の不足・偏在を改善）
糖尿病	糖尿病患者の年齢調整死亡率（人口10万対）	男性 5.8 女性 2.9	（H27）	男性 5.5未満 女性 2.5未満	（現状の全国平均を下回る目標）
精神疾患	精神病床における退院後3か月時点の再入院率	28%	（H26）	20%	（現状の全国平均を目標）
救急医療	救命救急センター及び地域救命救急センターの数	2施設	（H29）	3施設	（県北を含めた広域的な体制を整備）
災害医療	病院における業務継続計画の策定率	4.3%（3病院）	（H29）	100%（69病院）	（全病院において計画を策定）
へき地医療	巡回診療や患者輸送等が実施されていない無医地区等	4 地域	（H29）	0 地域	（全地域において実施体制を確保）
周産期医療	周産期死亡率（出産千対）	4.6	（H28）	3.6以下	（現状の全国平均以下を目標）
小児医療	乳児死亡率（出生千対）	2.3	（H28）	2.0	（現状の全国平均を目標）
在宅医療	訪問診療を実施している診療所・病院数	248施設	（H27）	260施設	（在宅医療等の需要推計に基づき設定）

その他の医療対策

- ◎今後高齢化に伴い増加する疾患等対策として、ロコモティブシンドローム・フレイル予防に向けた啓発等の取組を推進
- 障害保健医療対策、結核・感染症対策、臓器移植対策、難病等対策、アレルギー疾患対策、歯科保健対策、血液の確保・適正使用対策、医薬品の適正使用対策等について記載

医療従事者（医師を除く）の育成・確保

【看護師】

- ◎看護師等養成所への運営支援やナースセンターの活用

【その他の保健医療従事者等】

- 歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、リハビリ関係職などの保健医療従事者に係る人材確保と資質向上の取組について記載

見直しに係る国の動向について

○R03.5.21

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」成立（R03.5.28公布）

○R03.6.3

国では「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の施行に向けた検討を社会保障審議会医療部会で実施

○新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付けについては、第8次医療計画に向けた基本方針等の改正に関する検討を進める中で、具体的な記載項目等についてする必要がある、そのため、第8次医療計画に関する検討の場が必要

見直しに係る国の動向について

○R03.6.18

国で設置した「第8次医療計画の策定に向けた検討会」において、令和6年度からの第8次医療計画をより実効性の高いものとするため、当該計画の作成指針の見直し等について検討を開始

【目的】

- 医療計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。
- 本検討会は、現行の医療計画の課題等について整理を行うことにより、令和6年度からの第8次医療計画をより実効性の高いものとするため、当該計画の作成指針の見直し等について検討することを目的に開催する。

【検討事項】

- 第8次医療計画の作成指針等について
- 医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想について
- その他第8次医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項について

第8次医療計画に向けた取組（全体イメージ）

令和3年6月18日
第8次医療計画等に関する検討会資料（一部改）

国

都道府県

		医療計画	新興感染症	地域医療構想	医師確保計画	外来医療計画
R3 [2021]	4～6月	医療部会（6/3）				外来機能報告等に関するWG開催
	7～9月			地域医療構想及び医師確保計画に関するWG開催		
	10～12月					外来機能報告等に関する取りまとめ
	1～3月	・総論（医療圏、基準病床数等） ・各論（5疾病、6事業、在宅等） について各検討会等での議論の報告	感染症対策に関する検討の場と連携しつつ議論	地域医療構想の推進	ガイドライン改正に向けた検討	ガイドライン改正に向けた検討
R4 [2022]	4～6月					
	7～9月					
	10～12月	報告書取りまとめ （基本方針改正、医療計画作成指針等の改正等）			報告書取りまとめ （ガイドライン改正等）	報告書取りまとめ （ガイドライン改正等）
	1～3月	基本方針改正（告示） 医療計画作成指針等の改正（通知）			ガイドライン改正（通知）	ガイドライン改正（通知）
R5[2023]		第8次医療計画策定			次期医師確保計画策定	次期外来医療計画策定
R6[2024]		第8次医療計画開始			次期医師確保計画開始	次期外来医療計画開始
R7[2025]						

67

次期医療計画の策定について（案）（1／2）

1 趣旨

本県の医療の需給状況や患者の疾病構造の変化に対応した地域医療を確保するため、令和6年度から開始される新たな医療保健福祉計画を策定する。

2 検討体制

（1）医療審議会及び医療計画部会

国から示される医療計画作成指針を基に、医療審議会及び医療審議会医療計画部会において、調査・審議等を行い、計画を策定する。

なお、現状の課題と分析及び計画原案の策定など、具体的な調査・審議は医療審議会医療計画部会において行う。

（2）医療連携体制等検討会

医療計画部会に、5疾病・6事業及び在宅医療の分野ごとに、医療連携体制等検討会を設置し、医療連携体制及び目標等の検討を行う。

- | | |
|---------|---|
| ・ 5 疾 病 | がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患 |
| ・ 6 事 業 | 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、 <u>新興感染症等の感染拡大時における医療</u> |
| ・ 在宅医療 | |

（3）地域医療保健福祉協議会（地域医療連携体制等検討会）

二次医療圏内の医療連携体制について検討を行う。

次期医療計画の策定について（案）（2／2）

3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

4 記載事項

- ① 5疾病・6事業及び在宅医療に係る目標、医療連携体制
- ② 医療従事者の確保
- ③ 医療の安全確保
- ④ 医療圏の設定
- ⑤ 基準病床数 等

5 策定に係る法的手続き

- ・医療審議会への諮問・答申
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等への意見聴取
- ・市町村、保険者協議会等への意見聴取
- ・国への提出・公示

6 策定スケジュール

- ・令和5年5月 医療審議会
- ・令和5年6月～ 医療計画部会での審議、医療連携体制等の検討
- ・令和6年1月 計画素案のパブリックコメント、関係団体への意見聴取
- ・令和6年3月 計画案の医療審議会での審議・承認、公示
- ・令和6年4月 新計画施行

※この案は、現時点の案であり、国が定める基本方針により内容が変更となることがあります。

二次医療圏の在り方を含めた議論について

医療圏の設定、基準病床数

区分	単位地域
一次医療圏	各市町村
二次医療圏	8つの二次医療圏
三次医療圏	県全域（広域的エリアとして県北・中央・県南を設定）

【二次医療圏の設定】

- 現行の8つの二次医療圏とし、高度な医療機能が必要とされる疾病については、他の二次医療圏との連携体制の構築に努める。
- 二次医療圏の在り方を含めた将来的な医療提供体制については、引き続き議論していく。

【基準病床数の算定】

- 病床整備の上限値として法令等に沿って算定
 - ・ 療養病床及び一般病床（二次医療圏ごと）
 - ・ 精神病床、結核病床、感染症病床（県全域）

※二次医療圏の見直しの要件（国の医療計画作成指針より）

人口規模が20万人未満の二次医療圏で、流入患者割合が20%未満、流出患者割合が20%以上である場合。